

規制改革推進会議 第10回医療・介護・保育WG  
御説明資料

介護サービスの提供と利用の在り方について

平成29年2月28日  
厚生労働省

# サービス供給への関与の仕組み（全体像）

サービス供給への関与の仕組みとしては、現行制度上、以下のようなものが用いられている。

関与の仕組み	都道府県指定のサービス	市町村指定のサービス
総量規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険3施設</li> <li>・特定施設入居者生活介護</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症対応型共同生活介護</li> <li>・地域密着型特定施設入居者生活介護</li> <li>・地域密着型介護老人福祉施設</li> </ul>
公募制	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護</li> <li>・小規模多機能型居宅介護</li> <li>・看護小規模多機能型居宅介護</li> </ul>
市町村協議制による 指定拒否・条件付加 定期巡回・随時対応型訪問介護看護等があること等が要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通所介護</li> <li>・訪問介護</li> </ul>	
条件付加	—	地域密着型サービス全体
なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問入浴介護</li> <li>・訪問看護</li> <li>・訪問リハビリテーション</li> <li>・居宅療養管理指導</li> <li>・福祉用具貸与</li> <li>・特定福祉用具販売</li> <li>・通所リハビリテーション</li> <li>・短期入所生活介護</li> <li>・短期入所療養介護</li> <li>・居宅介護支援</li> </ul>	—

# 介護保険事業(支援)計画について

保険給付の円滑な実施のため、3年間で1期とする介護保険事業(支援)計画を策定している。

## 国の基本指針(法第116条、平成27年度厚生労働省告示第70号)

介護保険法第116条第1項に基づき、国が介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本指針を定める



## 市町村介護保険事業計画(法第117条)

- 区域(日常生活圏域)の設定
- 各年度における種類ごとの介護サービス量の見込み(区域毎)
- 各年度における必要定員総数(区域毎)
  - 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 各年度における地域支援事業の量の見込み
- その他の事項

## 保険料の設定等

保険料の設定  
市町村長は、地域密着型の施設等について、必要定員総数を超える場合に、指定をしないことができる。



## 都道府県介護保険事業支援計画(法第118条)

- 区域(老人福祉圏域)の設定
- 市町村の計画を踏まえて、介護サービス量の見込み(区域毎)
- 各年度における必要定員総数(区域毎)
  - 介護保険施設、介護専用型特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
  - 混合型特定施設に係る必要定員総数を設定することもできる(任意)
- その他の事項

## 基盤整備

都道府県知事は、介護保険施設等について、必要定員総数を超える場合に、指定等をしないことができる。



# 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案(概要) (保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組の推進)

## 見直し内容 ~ 保険者機能の抜本強化 ~

高齢化が進展する中で、地域包括ケアシステムを推進するとともに、制度の持続可能性を維持するためには、保険者が地域の課題を分析して、高齢者がその有する能力に応じた自立した生活を送っていただくための取組を進めることが必要。

全市町村が保険者機能を発揮して、自立支援・重度化防止に取り組むよう、

データに基づく課題分析と対応(取組内容・目標の介護保険事業(支援)計画への記載)

適切な指標による実績評価

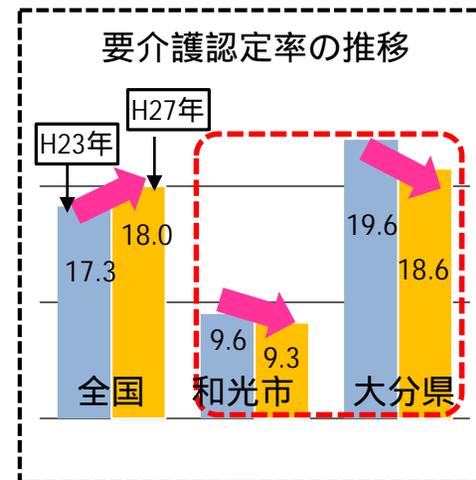
インセンティブの付与

を法律により制度化。

### 主な法律事項

- ・介護保険事業(支援)計画の策定に当たり、国から提供されたデータの分析の実施
- ・介護保険事業(支援)計画に介護予防・重度化防止等の取組内容及び目標を記載
- ・都道府県による市町村支援の規定の整備
- ・介護保険事業(支援)計画に位置付けられた目標の達成状況についての公表及び報告
- ・財政的インセンティブの付与の規定の整備

先進的な取組を行っている  
和光市、大分県では  
認定率の低下  
保険料の上昇抑制



データに基づく  
地域課題  
の分析

取組内容・  
目標の計画  
への記載

保険者機能の発揮・向上(取組内容)

- ・リハビリ職等と連携して効果的な介護予防を実施
- ・保険者が、多職種が参加する地域ケア会議を活用しケアマネジメントを支援等

適切な指標による  
実績評価

- ・要介護状態の維持・改善度合い
- ・地域ケア会議の開催状況等

インセンティブ

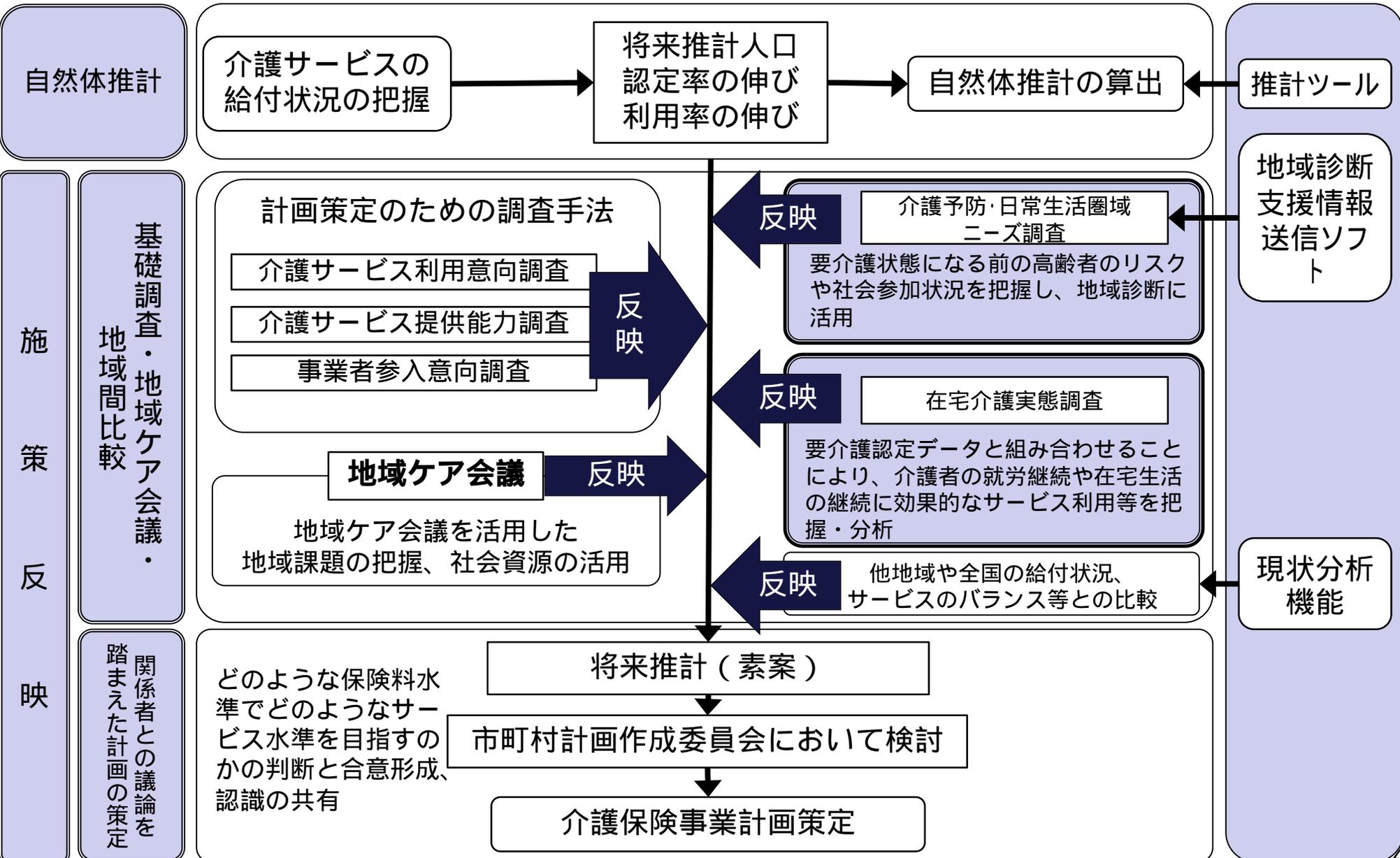
- ・結果の公表
- ・財政的インセンティブ付与

国による  
分析支援

都道府県が研修等を通じて市町村を支援

# 第7期介護保険事業計画の策定プロセスと支援ツール

《「見える化」システム》



# 規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)の実施後の状況について

## 規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)について

事項名	規制改革の内容	実施時期
多様な経営主体によるサービスの提供	厚生労働省は、利用者の様々なニーズに応じた多様なサービスが提供されるよう、各市町村が要介護者等の実態を踏まえて介護サービスの需要を的確に把握し、有料老人ホーム等の特定施設も含めて、地域の実情に即して適切なサービス量を見込むよう、地方公共団体に通知する。	平成26年度措置

## 上記計画を受けた対応について

同年7月3日に発出した事務連絡「「(確定版)介護保険事業計画ワークシート」の配布について」において、サービス等の推計にあたっての留意点を記載

「(確定版)介護保険事業計画ワークシート」の配布について(平成26年7月3日事務連絡)(抜粋)  
また、規制改革会議の答申(平成26年6月13日)において、参考資料のような指摘があったことも踏まえ、各保険者におかれては、本ワークシートを活用して適切にサービス量等を見込んでいただきますようお願いいたします。

## 平成26年度におけるその他の取組について

- 7月28日全国介護保険担当課長会議において「サービス見込み量、保険料推計に当たっての留意事項について」を議題とした
- 11月10日全国介護保険担当課長会議において「推計に当たっての留意事項」を議題とした

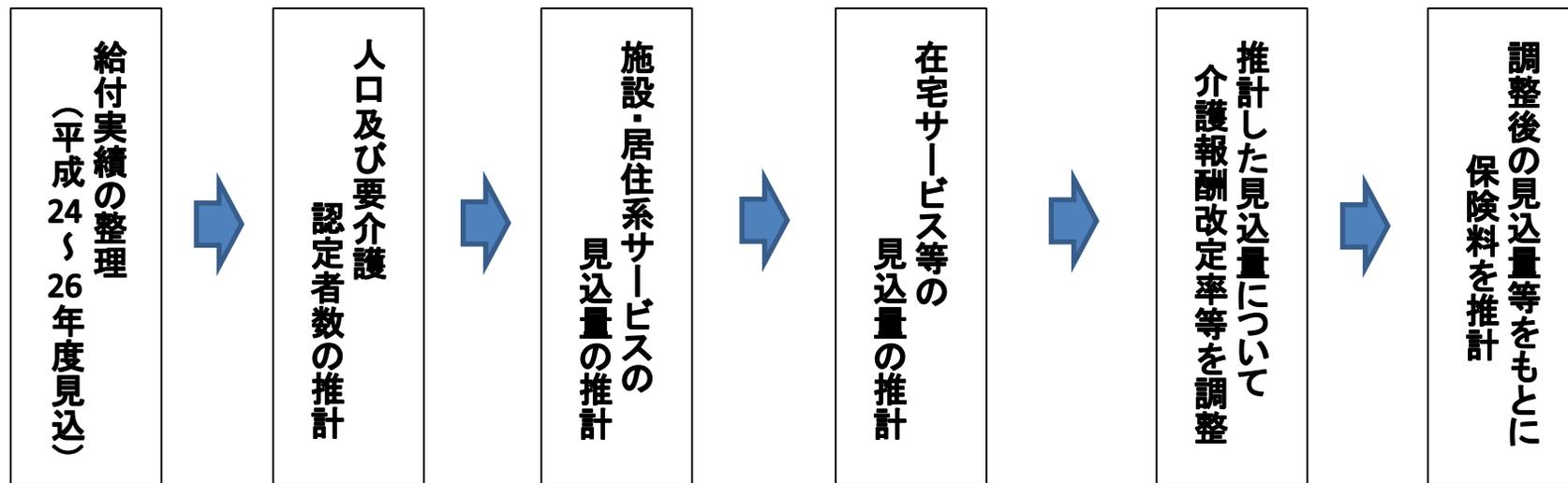
# 介護保険事業計画用ワークシートについて

各保険者の実績値をもとに介護保険サービスの見込量やそれに基づく保険料の推計を各保険者が円滑に行うことができるよう、保険者に対する国の支援の一環として国が保険者に配布する演算用の計算シート。

高齢化が一段と進む平成37(2025)年に向けて地域包括ケアシステムの構築を見据えた将来推計を支援するため、推計年度は、第6期計画期間(平成27年度～平成29年度)及び平成32年度、平成37年度としている。

平成26年3月に暫定版を配布し、7月3日に確定版を配布済み。

## 〈 推計の流れ 〉



要介護認定者数、施設・居住系サービス、在宅サービスの推計に当たっては、現状の給付実績から見込まれる数値をもとに、保険者が実施する施策を反映して見込量を推計する。

(施策反映の例)

- ・ 地域のニーズを踏まえた施設・居住系サービスの見通しを推計に反映。
- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス等の見通しを推計に反映。
- ・ 介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の新しい総合事業への移行計画を推計に反映。

# 高齢者向け住まいの概要

	サービス付き 高齢者向け住宅	有料老人ホーム	養護老人ホーム	軽費老人ホーム	認知症高齢者 グループホーム
根拠法	高齢者住まい法第5条	老人福祉法第29条	老人福祉法第20条の4	社会福祉法第65条 老人福祉法第20条の6	老人福祉法第5条の2 第6項
基本的性格	高齢者のための住居	高齢者のための住居	環境的、経済的に困窮し 高齢者の入所施設	低所得高齢者のための住居	認知症高齢者のための共同生活住居
定義	高齢者向けの賃貸住宅又 有料老人ホーム、高齢者 を入居させ、 <b>状況把握 サービス、生活相談サー ビス等の福祉サービスを 提供する住宅</b>	老人を入居させ、入浴、 排せつ若しくは食事の <b>介 護、食事の提供、洗濯、 掃除等の家事、健康管理 をする事業を行う施設</b>	入所者を養護し、その者 が <b>自立した生活を営み、 社会的活動に参加するた めに必要な指導及び訓練 その他の援助を行うこと を目的とする施設</b>	無料又は低額な料金で、 老人を入居させ、 <b>食事の 提供その他日常生活上必 要な便宜を供与すること を目的とする施設</b>	入居者について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の <b>介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うもの</b>
介護保険法上の 類型	なし 外部サービスを活用	特定施設入居者生活介護			認知症対応型 共同生活介護
主な設置主体	限定なし (営利法人中心)	限定なし (営利法人中心)	地方公共団体 社会福祉法人	地方公共団体 社会福祉法人 知事許可を受けた法人	限定なし (営利法人中心)
対象者	次のいずれかに該当する単 身・夫婦世帯 ・60歳以上の者 ・要介護/要支援認定を受け ている60歳未満の者	老人 老人福祉法上、老人に 関する定義がないため、 解釈においては社会通念 による	65歳以上の者であって、 環境上及び経済的理由に より居宅において養護を 受けることが困難な者	身体機能の低下等により自 立した生活を営むことにつ いて不安であると認められ る者であって、家族による 援助を受けることが困難な 60歳以上の者	要介護者/要支援者であつ て認知症である者(その 者の認知症の原因となる 疾患が急性の状態にある 者を除く。)
1人当たり面積	25㎡ など	13㎡ (参考値)	10.65㎡	21.6㎡ (単身) 31.9㎡ (夫婦) など	7.43㎡
件数	6,124棟 (H28.4)	10,627件(H27.7)	952件(H26.10)	2,250件(H26.10)	12,985件(H28.3)
	特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設： 4,727件(H26.10)				
定員数	199,860戸 (H28.4)	422,612人(H27.7)	64,443人(H25.10)	93,479人(H26.10)	190,500人(H28.3)
	特定施設入居者生活介護(予防を含む)を受けている利用者数： 199千人(H26.10)				
補助制度等	整備費への助成	なし	なし	定員29人以下：整備費等への助成	

： →サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム調べ、 →厚生労働省老健局調べ、 ・ →自治体調べ、 、特定施設→介護給付費実態調査(「定員数」の値については利用者数)

# 介護保険3施設の比較

		介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	
基本的性格		要介護高齢者のための <b>生活施設</b> 27年度より新規入所者は原則要介護3以上	要介護高齢者にリハビリ等を提供し <b>在宅復帰を目指す施設</b>	医療の必要な要介護高齢者のための <b>長期療養施設</b>	
定義		老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームであって、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設	要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設	療養病床等を有する病院又は診療所であって、当該療養病床等に入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行うことを目的とする施設	
主な設置主体 <sup>1</sup>		社会福祉法人 (約94%)	医療法人 (約74%)	医療法人 (約83%)	
施設数(H28.3) <sup>2</sup>		9,507件	4,201件	1,320件	
利用者数(H28.3) <sup>2</sup>		572,800人	359,400人	59,000人	
居室面積 ・定員数	従来型	面積/人	10.65㎡以上	8㎡以上	6.4㎡以上
		定員数	原則個室	4人以下	4人以下
	ユニット型	面積/人	10.65㎡以上		
		定員数	原則個室		
「多床室」の割合 <sup>3</sup>		61.8% 平成27年8月より室料自己負担。	84.1%	95.0%	
平均在所(院)日数 <sup>4</sup>		1,405日	311日	483日	
低所得者(所得第3段階以下) <sup>4</sup> の割合		80.9%	60.4%	57.2%	
医師の配置基準		必要数(非常勤可)	常勤1以上 / 100:1以上	3以上 / 48:1以上	
医療法上の位置づけ		居宅等	医療提供施設	病床	

<sup>1</sup>の割合は介護サービス施設事業所調査(平成26年)、<sup>2</sup>は介護給付費等実態調査(28年4月審査分。地域密着型を含む)、<sup>3</sup>は介護給付費実態調査(平成25年度)(老健局高齢者支援課による特別集計)、<sup>4</sup>は介護サービス施設事業所調査(平成26年)より。  
2の数値は地域密着型介護老人福祉施設を含む。

# 有料老人ホームの概要

## 1. 制度の目的

老人福祉法第29条第1項の規定に基づき、老人の福祉を図るため、その心身の健康保持及び生活の安定のために必要な措置として設けられている制度。

設置に当たっては都道府県知事等への届出が必要。なお、設置主体は問わない(株式会社、社会福祉法人等)。

## 2. 有料老人ホームの定義

老人を入居させ、以下の ~ のサービスのうち、いずれかのサービス(複数も可)を提供している施設。

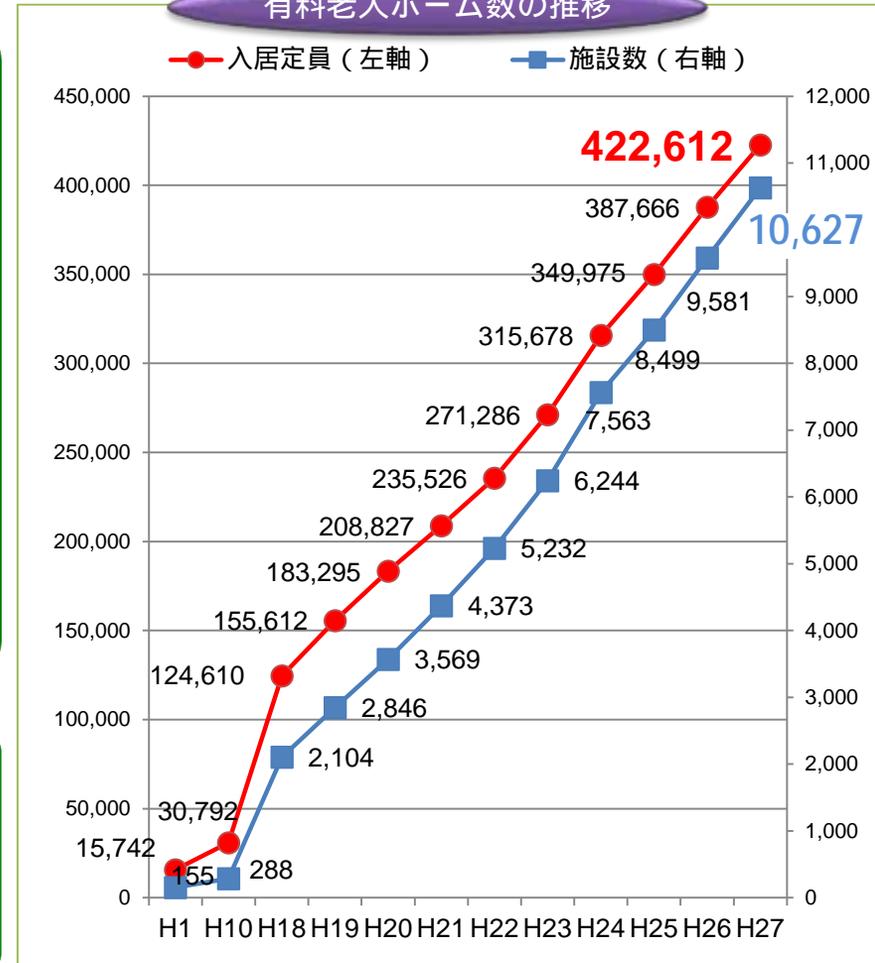


## 3. 提供する介護保険サービス

介護保険制度における「特定施設入居者生活介護」として、介護保険の給付対象に位置付けられている。ただし、設置の際の届出とは別に、一定の基準を満たした上で、都道府県知事・指定都市市長・中核市市長の指定を受けなければならない。

法令上の基準はないが、自治体の指導指針の標準モデルである「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」では居室面積等の基準を定めている(例：個室で1人あたり13m<sup>2</sup>以上等)

有料老人ホーム数の推移





# 特定施設入居者生活介護の概要

## 1. 制度の概要

特定施設入居者生活介護とは、特定施設に入居している要介護者を対象として行われる、日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話のことであり、介護保険の対象となる。

特定施設の対象となる施設は以下のとおり。

有料老人ホーム      軽費老人ホーム（ケアハウス）      養護老人ホーム  
「サービス付き高齢者向け住宅」については、「有料老人ホーム」に該当するものは特定施設となる。

## 2. 人員基準

管理者— 1人 [兼務可]      生活相談員— 要介護者等：生活相談員 = 100 : 1

看護・介護職員— 要支援者：看護・介護職員 = 10 : 1      要介護者：看護・介護職員 = 3 : 1

ただし看護職員は要介護者等が30人までは1人、30人を超える場合は、50人ごとに1人

機能訓練指導員— 1人以上 [兼務可]      計画作成担当者— 介護支援専門員 1人以上 [兼務可]

ただし、要介護者等：計画作成担当者100:1を標準

## 3. 設備基準

介護居室：・原則個室    ・プライバシーの保護に配慮、介護を行える適当な広さ    ・地階に設けない等

一時介護室：介護を行うために適当な広さ

浴室：身体の不自由な者が入浴するのに適したもの

便所：居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備える

食堂、機能訓練室：機能を十分に発揮し得る適当な広さ

施設全体：利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造